第２回船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会　議事録

|  |
| --- |
| 日　　時：平成２７年８月６日（木）１３時３０分～１５時２６分場　　所：湯浅船橋ビル３階　会議室出 席 者 ：【委員】中島明子、小林秀樹、福眞節歳、高橋弘明、林まり子、畔上加代子、高橋章博、柿沼恵美子、山田淳巳、近藤康紀、清水道徳【市職員】舟久保建設局長、井上建築部参事宅地課長、五十嵐包括支援課長、斎藤地域包括ケアシステム推進室長、土屋高齢者福祉課課長補佐、藤城高齢者福祉課係長、上村高齢者福祉課係長、齋藤介護保険課長補佐欠　　席：横井文夫、宮澤久志事 務 局：【住宅政策課】 栗林課長、木村課長補佐、石田計画係長、行木主事、木村主事 |

|  |
| --- |
| 【次第】 １．議事（１）第１回策定委員会の指摘事項について（２）安定した高齢者居住に関する基本的要素について（３）施策について２．その他（１）第１回船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会の議事録について（２）スケジュールについて（３）その他【資料】 １．高齢者居住安定確保計画策定委員会の指摘事項２．安定した高齢者居住に関する基本的要素３．世帯別住宅の所有関係（平成２５年）４．高齢者居住安定確保計画（案）５. 高齢者居住安定確保計画関連事業調査表６. 高齢者居住安定確保計画策定フロー |

|  |
| --- |
| 開会 |

〇委員長

　　それでは、皆さま、時刻になりましたので、「第２回船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会」を開催いたします。どうぞよろしくお願いします。

　　まず、本日の出欠状況ですが、全員お揃いですか。それでは、事務局お願いします。

〇栗林住宅政策課長

　　横井委員と宮澤委員から、欠席のご連絡を受けています。山田委員は２時までに退出されるそうです。

〇山田委員

　　大変申し訳ございません。出張のためです。

〇委員長

　　わかりました。ありがとうございます。お二人欠席ですが、この委員会は成立していますので、進めさせていただきます。

最初に、前回の策定委員会をご欠席いたしました、千葉県在宅サービス事業者協議会会長の畔上加代子さまが、今日いらっしゃっていますので、簡単な自己紹介をお願いします。お手元に資料があります。お願いいたします。

〇畔上委員

畔上でございます。大切な第１回委員会に欠席いたしまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。今日は、簡単な資料を添えてございます。私どもは、千葉県内の在宅サービス事業を行い、していないサービスはないと思います。資料には書いてございませんが、なかには医師の資格の方もいらっしゃいますし、それから住宅関係では１級２級の建築士さんもいらっしゃいます。通常、こちらでは、今日、行政としてお見えになっていらっしゃる課長さんとご連絡をしながら、高齢者の住宅についての環境を提案する業務も含めて行っています。今回、このような会が立ち上ったことは、船橋市の施策のなかでも住居の安定的なことが言われていますので、ひじょうに興味深いという言葉は申し訳ありませんが、真摯に受け止めてまいりたいと思います。担当委員のみなさま、どうぞよろしくお願いいたします。

〇委員長

　　どうもありがとうございました。この協議会は、大変古くからあるのですね。少し驚きました。

〇畔上委員

　　そうです。

〇委員長

　　それでは、ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

　　つぎに、今日の委員会の傍聴についてです。本日の委員会の開催について、ホームページで事前に周知しましたが、本日はどなたもいらっしゃいませんでした。こういうのは良いでしょうか。残念な気持ちです。今日の委員会は２時間で、午後３時30分の終了を予定しております。進行について、ご協力いただけますようお願いいたします。

|  |
| --- |
| ２．その他（１）第１回船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会の議事録について |

　　議事に入る前に、みなさまのお手元に第２回策定委員会次第がございますが、「その他」の（１）「第１回船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会の議事録について」がございます。これは、すでに、みなさまにご覧いただき、それを修正したものを反映したものです。この議事録について、ご確認いただきたいと思いますが、追加でご意見はございますか。よろしければ、「その他」（１）議事録については、これで進めます。

　　今日は、３つの議事がございます。そのなかで、（２）「安定した高齢者居住に関する基本的要素について」と（３）「施策について」が中心になると思いますが、２時間という大変短いなかですが、活発なご意見をいただきたいと思います。

|  |
| --- |
| １．議事（１）第１回策定委員会の指摘事項について |

それでは、議事（１）「第１回策定委員会の指摘事項について」です。事務局からお願いいたします。

〇事務局

　　お手元の資料をご覧ください。事前に送付いたしました資料と差し替えになりますので、本日はそちらをお使いください。それでは、指摘事項についてご説明いたします。資料１をご覧ください。「第１回高齢者居住安定確保計画策定委員会の指摘事項」です。指摘事項を７つの項目に分け、「指摘事項」と「発言者」とその「対応」をまとめております。

「１．計画の基本的な考え方について」は、住生活基本計画と高齢者居住安定確保計画との組み合わせについて指摘がありました。高齢者居住安定確保計画は、高齢者の住まいに特化した計画であり、住生活基本計画は、住まい全般に対しての計画で、国・県の住生活基本計画と整合性を図りながら改定をしていきます。ここで議論した内容は、住生活基本計画と重複するところがあるため、連携をしながら計画策定をしていきます。

つぎに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の供給量をどうするのか。さらに、この計画ではどのような部分を中心に考えていくかというご指摘がありました。それについては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅にアンケートを行い、その結果を基に必要な供給量を把握し、本策定委員会において、方針の検討をお願いしたいと考えています。また、入居支援については、先進事例を参考に、住生活基本計画策定委員会と並行して検討をお願いいたします。つぎに、住宅と福祉との連携についてです。地域包括ケアシステムの構築により、住宅と福祉の連携を図ってまいります。前回、副委員長からご指摘いただいた、施設と住宅を連携した窓口の設置については、本策定委員会のなかでご検討をお願いいたします。

　　「２．高齢者向け施設・住宅について」は、先程ご説明いたしました通り、アンケート結果を基に必要供給量を把握してまいります。

「３．住まいの質の向上について」です。議事（３）「施策について」で触れますが、バリアフリー化の促進等を行い、現在住んでいる場所で、どのようにすれば住み続けられるかについての検討をお願いいたします。

「４.入居支援について」は、保証人と緊急連絡先がいない高齢者の住宅確保と孤独死を防ぐための見守り支援の先進事例を参考にしながら、本策定委員会でご検討をお願いいたします。また、家賃補助制度については、実現の可否、規模・対象層についての議論を進めるため、事例調査に取り組んでまいりますので、ご意見をくださいますようお願いいたします。

「５．空き家活用について」は、多くのご意見をいただき、コミュニティにおいて空き家への関心が高いことが伺えました。住生活基本計画策定委員会のなかでも、空き家の管理・活用については検討していきますが、本策定委員会で高齢者に対しての空き家活用等の施策があれば、ご検討をお願いいたします。

「６．居住支援協議会について」は、高齢者の住まいを確保するために、居住支援協議会の設立が必要とのご指摘がありました。先進事例を参考に、住生活基本計画策定委員会と並行してご検討をお願いいたします。

「７．その他」については、リバースモーゲージについてのご意見をいただきました。メリット・デメリットを整理して、検討を進めていきたいと思います。以上、第１回策定委員会における指摘事項への対応を説明いたしました。具体的な施策の検討は、議事（３）「施策について」でお願いいたします。以上でございます。

〇委員長

　　どうもありがとうございました。第1回船橋市高齢者居住安定確保計画策定委員会の議論のなかで、検討事項をご提案されたことです。今の報告に対して、なにかご意見はありますか。

〇副委員長

　　解釈の意味が違うと思われるところが1点あるため、指摘します。（５）「空き家活用について」の対応のなかで、「市長決裁での対応は難しい」という言葉があります。これは、おそらく、個別の案件について許可するかしないかの決裁という理解で回答されていると思いますが、委員会のなかで発言した趣旨は、市長決裁を通して、いわゆる運用ガイドラインを船橋市がつくり、建築主事が運用ガイドラインと建築基準法等と、両方勘案して判断するということですので、これは意味が違うように対応していると考えられます。そこは消した方が良いです。

〇委員長

　　「消した方が良い」というのは、市長決裁の部分ですか。

〇副委員長

　　「また、市長」から、「建築主事の専権事項だと考える」までは、消された方が良いと思います。趣旨が違うと思います。

〇栗林住宅政策課長

　　公開するときは修正したものとします。みなさまにお配りしたものはそのままで、各自修正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇委員長

　　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは、議事（１）「高齢者居住安定確保計画策定委員会の指摘事項」については、ここまでとします。

本日の本題となります、（２）「安定した高齢者居住に関する基本的要素について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局

　　資料２「安定した高齢者居住に関する基本的要素」をご覧ください。どのようにすれば、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるか、必要と思われる６つの基本的な要素を上げました。「１．多様な住まいの確保」、「２．住宅の質」、「３．コミュニティ」、「４．介護・生活支援」、「５．居住支援」、「６．住まいに関する情報の整備」です。

「１．多様な住まいの確保」については、住み慣れた地域に多様なストックがあり、家族構成の変化、身体状況の変化、経済的な状況に応じて、適切な住まいが選択でき、住み続けられることと、住み替えが必要になった場合、住み替え先が住み慣れた地域にあることが重要です。

「２．住宅の質」については、高齢者に配慮された設備があること。また、住宅がバリアフリー化やヒートショック対策がされていることが重要です。なお、ヒートショックとは、暖かいリビングから寒い浴室、脱衣室、トイレなど、温度差の大きなところへ移動すると、体が温度変化にさらされ、血圧が急変するなどによる健康被害のことで、脳卒中や心筋梗塞などを引き起こす恐れがあり、予防のためには断熱が有効と言われております。

「３．コミュニティ」については、高齢者にとって安全な環境になるということです。この要素は、都市計画マスタープランで推進されている事項です。

「４．介護・生活支援」については、要介護の高齢者は、今後、増えていくことが予想され、介護サービスを利用することが必要になった場合、近くでサービスが提供されていることが重要です。この要素は、介護保険事業計画で推進されている事項です。

「５．居住支援」については、緊急連絡先が確保されていること、所得に関わらず居住を確保できることが重要です。また、必要により資産を活用して暮らすことができることもあげられます。

「６．住まいに関する情報の整備」については、居住に関する様々な課題について相談できる窓口が身近にあることが重要です。指摘事項にもありましたが、住宅と福祉の情報が１箇所で相談できることで、適切な住まいを選択することができ、安定した高齢者居住につながります。

なお、高齢者の現状については、資料３「世帯別住宅の所有関係」をご覧ください。高齢者の住まいの状況について、ご説明します。これは、平成２５年住宅・土地統計調査のデータをもとに作成したものです。船橋市の全世帯数は、約２６６，０００世帯です。そのうち、６５歳以上の世帯員のいる世帯は約８２，０００世帯で、全体の約３割を占めます。このうち、約１９，０００世帯が単身高齢者、約２５，０００世帯が夫婦のみの世帯です。合わせて約４４，０００世帯が高齢者のみの世帯です。また、高齢者のいる世帯全体では、８５％が持ち家です。ただし、高齢者単身世帯では３０％が借家に住んでおり、世帯の状況により収入関係が異なっていることに注意が必要です。以上の６点をあげましたが、ほかの要素がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。以上です。

〇委員長

　　どうもありがとうございました。この「安定した高齢者居住に関する基本的要素」はわかり難いと思いますが、今後、高齢者居住に関する施策を策定していくとき、この６つのポイントに考えていこうというものです。これを、最終的には「安定した高齢者居住に関する６つの視点」というような形で整理することになるかと思います。この６つの点で良いかどうか。「もう少し違う軸で見た方が良い」など、ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

〇畔上委員

　　畔上です。どこかに含まれると思いますが、わたしどもが関わっている高齢者の方が、「ここに住み続けたい」という要素のなかには、もちろん環境もありますが、地域のなかでコミュニケーションが得られているということがあります。ご自分の年齢は９０歳になり、お家は９０年も持たないため、そこに「近隣との関係がそのまま保てることが住み続ける理由」という方も多くいらっしゃいます。その選択肢は、どこに入るのかと思います。また、介護・生活支援にプラスして、医療も関わると思います。今は、主治医さんがいろいろな形で、病院の紹介なども行います。そういう意味で、医療がどこかに入ることで、多分、安心してその居住地区に住み続けると思います。医療も「住み続けたい」という要素になると思い、発言させていただきました。

〇委員長

　　ありがとうございます。１つ目は、「３．コミュニティ」に入ると思います。人とのつながりが豊かにあり、それを維持します。それから、「４．介護・生活支援」に医療が入ることについてです。確かに、医療は抜けていたかもしれません。介護・福祉・医療と並ぶと思いますが、この点について事務局の考えを聞かせてください。

〇栗林住宅政策課長

　　事務局でも、「４．介護・生活支援」に医療もあるのではないかという話はしています。ただ、住まいとの関係が深いものは、この２つと思いこのように表記しました。ご指摘いただきましたので、追加したいと思います。

〇委員長

　　健康増進などで必要があると思います。「４．介護・生活支援」に入れることで検討してください。ほかにはいかがでしょうか。

〇高橋(章)委員

　　「５．居住支援」のなかの、「緊急連絡先が確保されていること」は、わかり難い一文と思います。また、「２．住宅の質」は住宅ですから、具体的なハード面のことを言われていると思いますが、わたしどものような福祉関係からみますと、住宅のハード面とソフト面とのバランスはとれているかです。わたしたちは、むしろ、ソフト面を重要視するところがあるため、ハード面のみには違和感を持ちます。

〇委員長

　　ご質問は、「住宅の質」という、質のなかですか。

〇高橋(章)委員

はい。中身がハード面のみですから、ソフト面はどうなのかということです。また、「５．居住支援」については、「緊急連絡先が確保されていること」というのはどういう意味なのか確認したいと思います。

〇委員長

　　それでは、わたしが答えて、事務局が補足してください。「２．住宅の質」については、ある程度の高齢になり、必要なハードな質が確保されているかという意味でこれらを挙げました。おそらく、同じようにソフトが必要ですから、「４．介護・生活支援」、「５．居住支援」のところで言おうとしています。おっしゃる通り、「５.居住支援」の内容をいろいろ議論するなかで、「緊急連絡先が確保されていること」になりましたが、高齢者の、とくに賃貸住宅で１人暮らしをしている場合、単に保証人がいるだけではなく、何かあったときにすぐに連絡できサポートができる体制が必要という意味の緊急連絡先です。ですから、少し言葉足らずです。

〇高橋(章)委員

　　実際には、とくに単身高齢者は、緊急連絡先はなかなかいません。いろいろな事情があり、いない現状があります。

〇委員長

　　ここでそれについて議論し、そういう場合、誰がどのように支援するかを検討します。個人的に知っている人だけではなく、サポートする団体や組織、行政などを検討する必要がありそうです。そういった意味で考えてください。今後は、具体的にどうするかについて検討したいということです。今の、「もっとソフト面が必要ではないか」というご意見についてです。おもに、５．「居住支援」に入れていますが、これはいかがでしょうか。ハードとソフトが一緒になっていなければ、高齢者が安定した居住につながらないことになると思います。比較的ハードはわかりやすいですが、ソフトはいかがでしょうか。普段、お仕事で関わられているご経験から、ご意見はありますか。住宅の提供のソフト面について、さらに良い支援などはありますか。

〇高橋(弘)委員

　　実際に、今、不動産業と高齢者の方との接点はあまり多くありません。ですから、増やしていけるようになれば良いとは思いますが、どのような仕組みがあればそういった提供ができるのか、研究したいと思います。こちらから情報を提供することは難しいです。

〇委員長

　　ありがとうございます。課題としてあるという、もう１人の高橋委員、いかがですか。

〇高橋(章)委員

　　今のお話を伺った感想です。たとえば、かかりつけ医と、緊急連絡で顔がモニターで見られるなど、そういったことはどうかです。地域包括ケアシステムを考えますと、連絡がとれるようなコミュニケーションツールや設備があると良いと思います。これらはハードですが、ソフト面も加味していると思います。もう少し、「住宅の質」のなかにソフトがどの程度入るかです。お話の通り、３．「コミュニティ」と４．「介護・生活支援」にも含まれていますが、そういう分け方で、それぐらいは入るかと感じましたが、いかがでしょうか。

〇委員長

　　先程の「医療も入れるべき」というご意見について、事務局では考えはありますか。今のご意見の、「かかりつけの医者」は一つのポイントになると思います。

〇斎藤地域包括ケアシステム推進室長

　　地域包括ケアシステムのなかでの医療、とくに在宅で療養生活を送り続けるためには、ある程度、疾病を抱えていらっしゃる場合、おもに診てくださる先生はいらっしゃいます。その方を中心に、日常生活のなかに入っていく、いわゆるコ・メディカルと言われている、看護師、あるいは理学療法士、薬剤師等々の専門職とのつながりがあります。そして、その専門職との隙間を埋めていくのはご近隣のみなさま、あるいはボランティアグループになります。それらが一体的に確保できることが地域包括ケアシステムの理念になります。そういった意味から、どこが緊急連絡先になるかという考えのなかに、そういう方々からどなたかを指定する方法を入れることは十分考えられるのではないかと思います。

〇委員長

　　今、５．「居住支援」の内容を具体的に膨らませるというご意見が出ましたが、地域包括ケアシステムは、かなり整ってきていますか。

〇斎藤地域包括ケアシステム推進室長

　　これは、目標点が２０２５年ですからまだありますが、船橋市の場合、専門職間のつながりは徐々に広がっています。「ひまわりネットワーク」という団体があり、そこを運用しながらつながっていってくださいということで、毎年、活動量が上っている段階です。ほかには、現実的にサービスを入れたあとのつながりをつくる、ＩＣＴなどのツールを入れることです。そういう環境を整えるため、今、動きつつあります。

１０年後に、どれほどの患者さんが出て、どのぐらい専門職が必要かという推測は難しいところです。極端なことを言いますが、「今、困っているか」と聞かれれば、表面的に「困っている」という情報はございません。伝わっていないか、わたしたちのアンテナが低いかですが、１０年後はそうならないだろうと、今から備えています。とくに、生活支援と言われている、近隣住民の方を中心とした地域づくりのなかでの取り組みというものには、先進都市の例をお聞きしますと、「１０年はゆうにかかる」そうです。今から１０年後に、ようやく船橋市も、まがりなりにもできあがっているかと思い、今、あせりながら進めているという状況です。

〇委員長

　　ありがとうございます。５．「居住支援」はソフトな対応のような感じがしますので、「居住支援と生活支援」を入れた方が良いかもしれません。このなかに、地域包括ケアシステムとの連携など明快に表示した方が、イメージがあるように感じます。３．「コミュニティ」ともつながっていますが、その辺の仕分けは整理できていませんし、今、言われたことなどを含め、居住支援はわかり難いと思います。住んでいる住まいを安定するために支援するということですが、生活支援というものは、そのなかで生活をどのようにみつけるかということです。「居住支援・生活支援」を仮の見出しとし、今後も検討したいと思います。

〇副委員長

　　それは広過ぎるため、「居住支援」はこの場合、住宅確保に困っている高齢者への対策と限定した意味かと理解します。限定した方がわかりやすいと思います。セーフティネットのことを言っているようですから。今の、地域包括ケアシステムに関わることは、３．「コミュニティ」と４．「介護・生活支援」を中心に考えた方が良いと思います。

〇委員長

　　その辺の位置付けをどのようにするかについては、今後に残していいですか。

〇副委員長

　　あとで検討してください。

〇舟久保建設局長

　　よろしいですか。今、副委員長におっしゃっていただいた通り、「居住支援」という言葉は、居住し続けることに対する支援なのか、それとも、そもそも住み場所がきちんと決まらないと言いますか、住みたいところに住むための支援なのか、この「居住支援」という言葉のみでは両者の意味が含まれており、各委員の方々は、それぞれ別の意味を「居住支援」と捉えているように思います。そこは、言葉の使い方の問題もあるので、４．「介護・生活支援」５．「居住支援」では、今、述べた通り、居住し続けることに対する支援と、住みたいところに住むための支援に分けたいと思います。そこはわかりやすいよう、少し整理をさせていただきます。

〇委員長

　　わたしは、昔から、「居住支援」はハードな家を確保することではなく、入るところと、入ってしまうとそこを安定的に確保できるという、ソフトな支援を「居住支援」と言っていました。それを整理して２つに分け、きちんと施策を対応するということです。よろしいですか。

〇高橋(章)委員

　　少し広がるかと思いますが、災害対策などはどうかということです。そこまで広げると難しいとも思いますが、ただ、「安定した」、言い換えれば、「安心して高齢者が住み続ける」ということなら、今は入れるべきと思います。船橋市であれば、危機管理課との連携も必要であったりするでしょう。今は、基本的な要素に入ることです。

〇畔上委員

　　防災に関しては、今、危機管理課とわたしどもで検討しています。集合住宅においける防災については今後の課題だと思います。高層住宅や集合住宅は、そのような問題が出ますから、高橋先生が言われた通り、何か文言があればと思います。

〇委員長

　　わたしは、逆に、東日本大震災というような災害が起こったとき、高齢者がどのようなところに避難するかという、日常的対応の必要が理想です。防災は入れていくということで、また後に出てくるかと思います。

〇副委員長

　　３・「コミュニティ」の中身は、先程、「少し広げる」というお話がありましたが、ここはぜひもう少し広げていただきたいです。共助と互助の概念がどこにも入っていないため、ここに入れていただきたいです。こういうものを進めるときに、家族の話はやり難いですが、家族間の助け合いも広い意味の共助と位置付け、入れていただきたいです。最近、老後の茶飲み同居が増えています。１人暮らしの高齢者が２人になり、疑似家族を結成して安全を確保することが増えています。決して悪いことではないため、位置付けることが良いと思います。

〇委員長

　　自助と言ってはまずいということですか。自助・共助・互助です。

〇副委員長

　　自助は、基本的に、お金や健康等をベースに、市場からサービスを買うという位置付けです。公助は政府から、共助は助け合いです。

〇委員長

　　言葉の意味は置き、今、おっしゃったことは、ひじょうに身近なところの協働の支援で、３．「コミュニティ」に入れ、その仕組みを上手くつくっていくということです。視点として、大事なポイントなので入れたいと思います。

〇副委員長

　　今、委員長がおっしゃったように、今後のことを考え、自助・共助・公助の定義付けはした方が良いと思います。自助という言葉は、公助に対して使う場合は、共助も含めて自助という部分もあります。そうではなく、一般的に、共助に対して自助という場合は、１人１人がお金でさまざまな市場サービスを買っているなどを指す場合があるため、定義を明確にしながら使った方が良いです。

〇委員長

　　その辺の組み立てです。今までのように、行政に「こうしてほしい」というのではなく、もっと具体的なつながりを持ってコミュニティを維持し、そこでがんばっていきましょう。「がんばって」というより、楽しく生きていくことになると思うので、１、２、３がハードに近い内容ですから、３．「コミュニティ」の一番上に表記した方が良いかもしれません。

〇栗林住宅政策課長

　　確認です。今、基礎的要素として、都市計画マスタープランに書いており、どちらかと言えばハード的な面が伴ってはいます。自助・公助といったものを、ソフトをハードと同じところに入れてしまっても構わないですか。

〇副委員長

　　もちろん、別のところでも良いです。

〇委員長

　　どちらかと言えば、「コミュニティ」という言葉はソフトを意味します。ですから、コミュニティの広がりのなかで、地域のなかでソフトのシーンがあり、そしてハードなシーンがあるという形で、３．「コミュニティ」に入れたらどうかというのが仮の案です。最後に、ソフトとハードを分けて整理すると、少し違うかもしれません。

〇林委員

　　２．「住宅の質」がハードという意味ですか。

〇委員長

　　どちらかと言いますと、２．「住宅の質」はハードなことで整理しています。

〇副委員長

　　整理の仕方の提案です。今、ハードとソフトを分けたいのであれば、むしろ２．「住宅の質」にハードをすべて集め、タイトルを「住環境の質」に変更していただき、住宅の質と都市施設の質の両方を入れます。３．「コミュニティ」はソフトとし、共助などの関係でまとめた方が良い場合があります。

〇委員長

　　「コミュニティ」という言葉は残した方が良いと思います。バラバラになっている状態のなかで、地域のなかでフォローしていくというように。これについても議論して整理しましょう。

ほかにありませんか。公募委員の方、なにかありませんか。

〇近藤委員

　　近藤です。今のお話を伺いながら思ったのは、１から６までをみますと、２．「住宅の質」があまりにも小さなことと言いますか、具体的過ぎます。５．「居住支援」の「緊急連絡先が確保されていること」と、今、議論があった３．「コミュニティ」などは大きな話で、これらを１つにまとめるのは、わたしのような素人からみますと大変わかり辛いととても感じました。具体的な話なら具体的な話の項目をあげていただければ、それがどんなことなのかは判断できます。自助・共助・公助までいきますと、今度は精神的な話になってしまい、まとまりがつかないと思います。とくに、市民のみなさんにご説明するのは難しいと感じました。わたしも、「どうか」と聞かれると、よくわからないのが現状です。

〇委員長

　　確かに、項目は、具体的なものと理念的なものが混在して、整理しきれていないかもしれません。ただ、イメージはわかったと思います。先程、小林副委員長からもあったように、２．「住宅の質」を住宅居住環境のハードな質という形で整理する方法もあります。これも検討課題にさせていただきます。ヒートショックという具体的なものが出てきました。

〇柿沼委員

　　わたしが上手く理解できない住宅の問題もあります。先程の、自助・公助・共助の問題は、高橋委員がおっしゃった地域包括ケアシステムや、今度、介護予防の制度が代わるということで、「コミュニティを巻き込んだ地域の支援がないと」という線にかなり埋まってきますから、４．「介護・生活支援」の介護保険事業との絡みがとても大きな問題です。そこに共助・互助の問題です。先程、「１０年かけてつくる」というお話があったように、こことの兼ね合いがとても多いため、３．「コミュニティ」と４．「介護・生活支援」に含め、行政の、ほかの課も巻き込んだ形で、住宅という視点は考えなければならない、捉えなければならない課題の大きな１つではあります。ただ、そこを膨らませるより、２．「住宅の質」と５．「居住支援」で詰めていく意義があると思います。３．「コミュニティ」と４．「介護・生活支援」のなかに上手く盛り込んでいただきます。そのなかに、介護保険制度や地域包括ケアシステムは、立場によっては一番温度差のある部分ですから、そういうところの共通理解程度で良いとわたしは思いました。

〇委員長

　　基本的な要素を６つ出しましたが、少し整理した方が良いです。

〇柿沼委員

　　住宅の部分に特化しているのは、２．「住宅の質」と５．「居住支援」で、そこにスポットがあたっているため、全体からみると狭く感じるのではないかと思います。ほかは、大き過ぎると思うので、その整理をどのようにまとめるかです。イメージはできていませんし、わからずに話しているところもあります。

〇委員長

　　ありがとうございます。３．「コミュニティ」と４．「介護・生活支援」は多少違い、都市計画マスタープランや介護保険事業計画から引き出し、整理しました。これを上手く整理し、２．「住宅の質」と５．「居住支援」はハードとソフトのため、どのようにするか整理します。組み合わせ方がいろいろ出ましたので、検討させていただきたいと思います。

〇林委員

　　今頃お聞きするのははずかしいですが。これは高齢者施設のお話なのか、それとも戸建て住宅の高齢者のお話なのか、どうもよくわかりません。

〇委員長

　　これは、施設や戸建てに関わらず、船橋市に住む高齢者が船橋市に住み続けようとするときに、どのような住まいあるいは地域であれば良いか、そういうことにより居住が安定できるかというテーマです。ですから、施設だけでもない、戸建てだけでもないです。高齢者の多くは持ち家に住んでいるようですが、民間借家に住む高齢者もいます。そういうことも含めてです。よろしいですか。

〇林委員

　　わかりました。

〇副委員長

　　今のご発言についての、わたしの意見です。たとえば、特別養護老人ホームや有料老人ホームは施設という位置づけです。一方、サービス付き高齢者向け住宅等は住宅という位置づけになっています。これは、いろいろな経緯があり、国のなかの縦割り的な区分のためそうなっていますが、地域のなかで議論する場合、その差は意識せず、高齢者の住まいとして何が必要か、暮らしに何が必要かについて議論していただき、整理はあとからしてはどうでしょうか。普通の人からみて、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は何が違うかはわかりません。しかし、制度上は分かれていますから、まずは、それを意識しないで議論していただいた方が良いと思います。

〇委員長

　　ご質問には、何か意図があったのですか。

〇林委員

　　「緊急連絡先が確保されていること」になってきますと、老人ホームに入っている方は確保されています。しかし、一般住宅に１人で暮らしているときは、緊急連絡先を知り得る術はありません。もし、倒れたときに、近所の人が仮にいてもです。ですから、そういう場合、どちらに関してかと思いました。

〇畔上委員

　　少し整理させていただきます。施設という表現が、みなさんに理解できないと思います。有料は施設というイメージが多いため、基本的に箱物に対する理念は、在宅で暮らしていると難しいと思います。ですから、今のような先生のご質問が出ると思います。わたしの言う集合住宅という意味は、マンションや公営住宅という意味で、有料老人ホームを指しているわけではありません。

〇副委員長

　　よく知っていらっしゃる方はそうかと思いますが、一般の人からみて、最後はどこに暮らすことを考えますと、自分の暮らしている住宅に住むか、特別養護老人ホームに住むかです。暮らしからみれば連続しています。そこに、たまたま行政の施策が区切りを入れただけですから、最後に政策を整理するときにはそれは大事ですが、まず、今、何が必要かを議論し、あまり区分を意識しない方が良いと思います。

〇畔上委員

　　そうしますと、幅広く出ます。

〇副委員長

　　わたしは、それで良いと思います。必要性から議論した方が良いと思います。

〇畔上委員

　　この委員会は、そういうことは「対象としない」ということですか。

〇副委員長

　　対象としないというより、区分を気にせず、何が必要かを議論していただき、最後のまとめの段階で、事務局が整理していただくという方法があると思います。

〇委員長

　　実際に制度としてありますから、対象としないわけではないです。基本的には、地域に住み続けることが大きな政策です。住み続けるために必要なことは何かです。それは、今、住んでいることをそのまま改善するのか、また、家族のケアが受けられず施設に入ることもあるでしょう。その施設はどこにあれば良いかなど、いろいろあると思います。最初から、施設毎にどうするか、戸建てはどうするか、民間借家はどうするかという話は、今は置いていこうということです。今、本当に必要なものは何かということで、６つの視点を議論してきました。おっしゃる通り、施設にそれぞれ仕組みがあることはその通りですが、住むということに必要なことは何かです。その視点は何かです。一般的なことを言いますが、「施設は限りなく住まいに近く」という考えがあります。施設は、どれほど自分らしく生きることができ、自由に使うことができるかです。ですから、どこにという区分ではなく、まずは中身を議論していきます。

〇高橋(弘)委員

　　区分はしないことはわかりましたが、いただいた資料３「世帯別住宅の所有関係」を見ますと、単身・夫婦揃った、あるいは、持ち家・借家というようにカテゴリーに分けられています。このカテゴリーを合計したなかに、今、言われた施設入居者が世帯として入っているかがこれではわかりません。たとえば、やむを得ず特別養護老人ホームに入られた方、あるいは有料老人ホームに入られた方が、世帯としてカウントされているかもわかりませんし、どれほどの大きさや数があるかもわかりません。わたしたちが、なんとなくモヤモヤしているのは、実態がわからないからです。もう少し人数などがわかると良いです。

〇副委員長

　　住宅・土地統計調査では、特別養護老人ホームに入っている方は、その他建物となってしまい正確には分かりません。そのデータは別途あります。

〇委員長

　　その資料は、今後、出せますか。

〇栗林住宅政策課長

　　口頭で言います。統計が違いますが、平成22年国勢調査の結果によりますと、６５歳以上の世帯で、病院・療養所にお住まいの方は７９３人。社会施設等は３,４２３人です。

〇委員長

　　社会施設等に、高齢者関係の施設があるということですか。大ざっぱな数です。

〇高橋(弘)委員

　　多くはないですか。

〇委員長

　　全体のなかでは多くありません。

〇林委員

　　みなさんは、自分の家で高齢になっているということになります。

〇委員長

　　グループホーム等いろいろありますが、今の調査結果にすべて入っていますか。

〇五十嵐包括支援課長

　　前に統計にいました。１施設は１世帯としてカウントしています。個別の病院については、１人１人にとります。ですから、世帯とすると１ですが、調査票は１人１人に書いていただきますから、２０人がいる１世帯というような数です。独身寮もそうですし、自衛隊の１個中隊は１世帯で世帯員が何百人というカウントで、世帯はカウントしています。

〇委員長

　　世帯にすると、そういう問題があり、少なくみえるということですか。

〇五十嵐包括支援課長

　　そうです。家族人数は具体的なカウントです。世帯の捉え方が違います。

〇委員長

　　船橋市の高齢者施設・その他の数がわかるデータはありますか。

〇事務局

　　１回目の資料にあります。申し訳ありません。

〇委員長

　　それを見ていただくとわかりますが、おそらく、ここに出ているような持ち家・借家に住んでいる高齢者が圧倒的に多いと考えなければなりません。

〇福眞委員

　　２．「住宅の質」のなかに、バリアフリーと断熱性があります。わたしの仕事を通して、まちに感じることは、お年寄りが住んでいる家は大体古いものです。何かが起こると、大きな被害を受ける家がほとんどです。そうすると、住宅の安全性のなかには、住宅の強度の問題もあると思います。市は耐震化を進め、相談者は東日本大震災の直後は列をなして来ていましたが、今、われわれの団体の相談者は月に２～３人です。そのなかで、診断をして補強する人は半分程度という状況で、人々の関心は薄くなっています。これでは、いざ、地震等が起こったとき、かなりの数の避難民を出さなければなりません。東北でさえ大変だったのに、関東でそういうことが起こると、入る施設はなくなると思います。場合によっては、出なければなりません。そうすると、お年寄りだけの問題ではありませんし、そういったことを入れていただきたいと思います。もう１つは、周りからの支援について質問があります。何かあったとき、自分が連絡をどのようにすれば良いかも議論のなかに入れた方が良いと思います。

〇委員長

　　ありがとうございます。２．「住宅の質」にはバリアフリーと、ヒートショックの問題が最近明確になってきましたので入れていますが、耐震となるとどうでしょう。

〇福眞委員

　　何かあったときに耐えられる、ある程度、そこに生活の拠点が残せるようなことも考えて良いと思います。

〇委員長

　　住宅の安全性のような形ですか。

〇福眞委員

　　そうです。危険や安全性になると思います。２．「住宅の質」に書かれていることは、すべて安全性ということになると思います。

〇委員長

　　項目の４つ目として、耐震性が確保できるかを入れるということです。住宅の質の確保をもう少し進め、住宅の安全な質まで言うかどうかです。

〇福眞委員

　　安全ではないような家がたくさんあります。

〇委員長

　　今の話は、この前に開催された住生活基本計画時にもあがり、おっしゃる通り、耐震診断はしても耐震改修につながりません。それを、とくに高齢者が多く住む危険なところはどうするかという大きなテーマがあります。

〇福眞委員

　　ちなみに、わたしは２０件以上相談を受けていまして、８割以上は耐震化しています。相談だけではなく、なぜ工事までもっていけるかと言いますと、「実際に地震が発生したときに、この家が使えなくなります。そのとき、あなたはどうしますか」というように、話を深めていきます。相手の立場になって問題点をあげ、「どのように考えますか」と聞くと、「やはりそうだ」と言います。診断だけで簡単に終わらせてしまうと、一般の人の感覚では、「この前の地震はだいじょうぶだった。いざというときはしょうがない」というものです。しかし、「生き残ったとき、将来の生活はどうするのですか。若い人なら、県外に行っても、なんとか立ち直ることができるのでしょうけれど、年をとった人がどこでどのように暮らすのですか」と言うと、多くは「そうだな。車１台程度の料金で済むのであれば、なんとかやろう」となります。わたしは、予算がなければ、「構造評点が１．０までいかなくても、０．３や０．４のものを０．７や０．８まであげてください」という話をしますと、多くは工事をします。そこにはやはり、市の協力が必要です。どんどん広報してもらいたいです。

〇委員長

　　先程の住生活基本計画の委員会でも同じことが出て、なかなか難しかったです。強度１．０にいかないことをするかが議論に出ましたが、もし、それができれば、ずいぶん違ってきます。耐震性を住宅・住環境の質にするかです。大震災を入れ、具体的な施策の段階で、どのようなことを行うか、それにより前進するかしないかです。今のままでは同じです。ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。清水委員、いかがですか。

〇清水委員

　　基本的要素のところでは、先程から議論されていますソフトとハードに分ける問題がありますが、わたし自身が介護保険事業のなかで仕事をしていますので、どうしても高齢者と言った場合、要介護者が浮かんでしまうところがあります。そういったなかで、今、言われている地域包括ケアシステムのなか、住まいの問題等々もありますが、基本的には医療と介護の連携をいかにとるかということが、多分、中心にあると思うので、先程出ていたように、介護というよりは、医療との連携を強調することがこの計画にあっても良いと思います。

〇委員長

　　ありがとうございます。医療と介護は、それを支える住宅にたどり着く前に、その辺を、ある程度みておかなければいけません。

〇清水委員

　　また、「住み続けられること」というところに焦点をあてますと、システム自体はハード的なものともいえますが、ソフトは欠かすことができないと思います。

〇委員長

　　ありがとうございます。意見がずいぶん出ましたから、整理しなければなりません。今、ここで整理はできません。ソフトとハードの問題があり、これをどのように整理すること、今のご意見のように、介護のなかに、介護・医療という形にするなどです。地域包括ケアシステムについては、３．「コミュニティ」なのか、４．「介護・生活支援」なのかがあり、むしろ３・「コミュニティ」と４・「介護・生活支援」を整理し、その辺をまとめるかです。ほかにご意見ありますか、よろしいでしょうか。

|  |
| --- |
| （３）施策について |

ここで切りまして、３つ目の議事に入らせていただきます。（３）施策について、事務局からお願いいたします。

〇事務局

　　資料４「船橋市高齢者居住安定確保計画（案）」をご覧ください。施策の前に、基本理念についてご説明いたします。今回の計画の基本理念は、「人（高齢者）にやさしい、多様なニーズに応じた住まいが確保され、可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられる状態を目指す」としています。さらに、「この基本理念を実現するため、住まいと地域包括ケアシステムの医療・介護・生活支援・予防を有機的連携して最大限の効力発揮を目指す。また、本市の住宅部局と福祉部局の連携にとどまらず、市・関係機関・関係事業者などの連携により、実効性のある施策の展開を図る」を付け加えました。基本目標は、「１．住まい・施設の量の確保」「２．住まいの質の向上」「３．入居支援・住み替え支援」の３つを考えています。施策については、新しく事業を追加いたしました。また、事業の前に◎がある事業については、第１回策定委員会で、委員のみなさまからご意見をいただいた事業です。優先して検討する事業には、囲みがついております。なお、施策１「住まい・施設の量の確保」の、「サービス付き高齢者向け住宅供給量算定」や、「市営住宅供給計画改定」については、それ自体は事業でありませんが、今後、事業を検討する上で必要なものです。施策３「入居支援・住み替え支援」のなかの、「民間賃貸住宅入居支援事業の見直し」も同様です。今後、策定委員会を進めていくなかで、詳細を検討していきます。既存の事業については、資料５「高齢者居住安定確保計画関連事業調査表」で、高齢者事業内容を表記しています。

　　この一覧は、住生活基本計画及び高齢者居住安定確保計画に関する調査を各課に実施し、そのなかから、高齢者に関する施策を抜粋しまとめたものです。住生活基本計画に掲載するべきと考える施策には一番右に○をつけています。資料４の施策に関して、まだ、イメージとして出させていただいておりますので、この委員会でご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長

　　ありがとうございました。基本理念、基本目標がありまして、そこだけでもいろいろな議論があり、さらに施策はイメージとして、今回は出していただいています。１つ１つを見ていきますと大きな議論がありますし、欠けていることもあるかと思いますが、これについてご意見を出していただきたいと思います。基本理念、基本目標からいきましょう。基本理念は、これでよろしいですか。いろいろな条件がついています。「人（高齢者）にやさしい」「多様なニーズに応じて」「住み慣れた地域」「安心して住み続けられる」という、５つの内容が盛り込まれています。さらに、下には「基本理念を実現するために」として、「有機的に連携する」ということ、また、「住宅部局と福祉部局の連携にとどまらず」ということが書かれていますが、「これでは足りない」、あるいは「もっとこうした方が良い」というようなご意見があれば出しください。

○畦上委員

　　よろしいですか。「親元近居」は親のことだけというイメージですか。住み慣れたところから離れるということについては、情報源が厳しいと、そこから船橋市内では難しいかと思うのが１点です。住居を変えて、そこをいろいろな形に改造する前に、手短に言えば、改造する・改築するまでに、少しショートに引っ越したい、借りたいというときの、たとえば住み替える家賃の補助や引っ越し補助です。要するに、一時的に引っ越さなければならない事業が発生した場合、それに対する援助はどこかに含まれているかどうかをお聞きします。

○委員長

　　多分、施策（イメージ）のところを言われていますが、その問題について事務局から説明をお願いいたします。

○畔上委員

　　検討なのでなんとも言えませんが、「検討します」というように活字になっているかをお聞きしたいです。これは、この言葉も含まれるかということです。

○栗林住宅政策課長

　　他市の事例としてあるのは、親世帯から子世帯が離れたところにいます。

○畔上委員

　　それを二世帯にしようということでしょう。

○栗林住宅政策課長

　　一緒に生活したり、近居ということです。何百メートル以内に住むということです。

○畔上委員

　　それは、何百メートルという範囲で考えているということですね。それでしたら、多分、地域は見えると思いますが、それとは限らない場合もあります。そうすると、何百メートルに限り認めているのですか。１０キロメートル先はだめですか。

○栗林住宅政策課長

　　それは、制度をつくっていくなかで検討します。他市の事例としては、せいぜい１キロメートルと短く、１０キロメートルはなかったです。

○畔上委員

　　柏市さんの事例ですね。

○栗林住宅政策課長

　　柏市の事例は承知していませんでした。たとえば、改修している間の、一時的な住み替え期間の家賃補助は、発想がありませんでした。

　　引越し支援をした方が良いかは、施策３「入居支援・住み替え支援」のなかの、「高齢者住み替え支援制度」をイメージしています。

○畔上委員

　　それは、あるというイメージですか。

○栗林住宅政策課長

　　今はなく、それが有効かどうかを含め、これから検討していきたいと思います。

○委員長

　　よろしいですか。まだ、検討中のことです。

○畔上委員

　　わかりました。ぜひ、前向きに検討してください。

○委員長

　　基本理念と基本目標だけではなく、施策（イメージ）も関連して、ご意見をお出しください。

○高橋(弘)委員

　　基本理念についてです。第１回検討委員会のときは、内容は同じで「目指すべき姿」だったと思います。目指すべき姿は、この内容はわかりやすいですが、「人（高齢者）にやさしい、多様なニーズに応じた住まいが確保され」というのは基本理念として受け取るにはわかり辛いと思います。人（高齢者）にやさしいとは、たとえば、「入居の斡旋ができる」「住めるようにする」「市が補助をする」など、いろいろな言葉が出てくると思いますが、多様なニーズというのは、多様なニーズを出せない老人たちがいるわけじゃないですか。ですから、今、読んでいて基本理念がしっくりこない感じがします。もう少し上手い言葉はないでしょうか。少ししっくりこない感じがします。

○委員長

　　「目指す」となっているから、基本理念としては少し変だということです。

○林委員

　　お年を召した方が、多様なニーズを言われることはあまり思えないです。

○委員長

　　多様なニーズの根拠になるものが、どの程度あるかです。「住み続けたい」「子どもに面倒をみてもらうのは嫌だからどこかへ移りたい」など、いくつかあるニーズの一つでしょう。それから、「ニーズを出せない人」も含まれていると思います。さらに言えば、障害のある高齢者など、いろいろな高齢者はもっといらっしゃいます。そういったことをここには含めていますが、先程おっしゃった、基本理念のような書き方になっているかどうかです。

○高橋(弘)委員

　　後半はわかります。「住み慣れた地域で安心して住み続けられる状態」は、とても素敵な理念と思いますが、それと前半がミスマッチなような気がします。

○副委員長

　　わたしは、「多様なニーズに応じた住まいが確保され」という部分は、入っていた方が良いと思います。理由は、最近、介護保険対象になる前段の暮らし方が、いろいろ登場しているからです。たとえば、グループリビングと言われものは、元気な高齢者が集まって一緒に住む暮らし方です。また、先程申しました茶飲み同居、さらにはホームシェアと呼ばれるものです。１人暮らしの高齢者の家に若者が同居し、疑似家族のような暮らしをするというもので、それらいくつかの暮らし方が話題になりつつあるので、それらがこれからの計画に入っている方が良いと思います。そのために、理念のなかに「多様なニーズに応じた住まい方」を入れていただき、さらに基本目標の４として、「多様な暮らし方への支援」などを入れていただいた方が良いと思います。今の計画は、国の制度にのっとったやるべきことが書かれているだけですから、船橋らしいものにしたいと思います。これからどのような暮らしを目指すかが何もありません。

○林委員

　　ですからズレを感じます。読めば読むほど、だんだんズレを感じます。

○舟久保建設局長

　　よろしいでしょうか。基本理念ですから、あまり長く書いていませんが、ここにある「多様なニーズ」だけをみますと、ありとあらゆるものが上り、それに応えられるかという疑問もあるかもしれません。

　　ただ、先程からみなさんに議論していただいた「基本的要素」に戻ってみますと、「１．多様な住まいの確保」が書かれ、ここには「家族構成の変化、身体状況の変化、経済的な状況に応じて、適切な住まいを選択する」云々が書いています。ですから、基本理念にある多様なニーズとは、こういったことを踏まえて生まれるものと事務局では考えているところです。なので、基本理念として長い文章を書くべきではありませんが、この基本理念をもう少し説明する話は、基本的要素も踏まえ、もう少しあった方がわかりやすいかもしれません。今、みなさま方の意見を聞いて思いました。

○委員長

　　ありがとうございます。基本理念そのものを説明する文章が今はないため、つぎの段階で説明できるかどうかということ。そして、今の事務局からのご報告は、「多様なニーズの中身は基本的要素のなかにある」ということです。また、小林副委員長は、「多様な暮らし方への支援を４として加えた方が良い」というご提案をされました。これは、なかに盛り込むことは可能ですが、きちんと出した方が船橋市としての計画としてはわかりやすいです。もし、具体的な事例をつくることができれば、とても大きな重要なポイントになるかもしれません。それから、林委員の「ズレがある」という点についてです。ピンとこないですか。

○林委員

　　あまり言葉尻にとらわれて、ものを言うべきではないということはわかっています。

○高橋(弘)委員

　　主語が混じっているのではないですか。「確保され」と「目指す」では、主語が違うと思います。

○委員長

　　前半の２行は船橋市の高齢者で、後半２行は行政になります。

○高橋(弘)委員

　　「目指す」というのは、高齢者が目指しているわけではありません。

○委員長

　　つまり、行政も市民も、みながこういった姿を目指して進めていこうということです。

○副委員長

　　わたしの理解では、意味はあると思います。多様な住まいを確保するや、多様なニーズに応じた住まいをすすめるというのは、主人公は市場です。民間市場のなかで、それらが達成されていき、行政はそれを少し後押しするという役割かと思います。ところが、地域包括ケアシステムを含めた地域像をどのようにするかは、行政が主人公となり進めなければならないため、書き分けたと勝手に解釈していました。

○委員長

　　市場の裏には、市場にのらない居住の希望や要求、実際に住んでいるということがありますから、上の２行は高齢者が主人公の話です。後半は、わたしは、行政だけではないと思います。いろいろな主体が、船橋市に住み続けることを目指しますということです。説明しないとわかり難いです。これについては、「削除した方がいい」ところがなければ、このままとし、説明する文章を出してわかりやすくすることでよろしいでしょうか。理念の下にある補足文章には大事なことが書かれていますが、ここに書くのが良いかどうかは置き、この内容はいかがでしょうか。先程出された医療、コ・メディカルではありませんが、介護保険ができる前はこういうことが実現していたと考えて良いです。

文章が足りませんか。「医療・介護・生活支援・予防を有機的に連携して」とありますが、これで良いかどうかです。それから、「住宅部局と福祉部局の連携」とありますが、連携ということが重要で、さらにそれにとどまらず、「市・関係機関・関係事業者などの連携により、実効性のある施策の展開を図る」とあります。わたしは、６割は信じていますが、本当にできるかどうかはいかがでしょうか。まず、行政の立場である事務局は、連携を具体的に実施するため、お考えになっていることはありますか。

○栗林住宅政策課長

　　たとえばですが、居住支援協議会が話題に上っていますが、そのような組織をつくっていくことで、連携の形が目に見えたものになるのではと思います。

○副委員長

　　意見です。この計画のなかで、サービス付き高齢者向け住宅の計画を位置づけることは、多分、課題の一つになります。そのときに、福祉施設との複合化が重要になっていますから、この計画のなかで、単にサービス付き高齢者向け住宅の戸数を決めるだけではなく、福祉施設との複合化について推進していく形を位置付けた方が良いと思います。サービス付き高齢者向け住宅自身も、福祉サービスがある程度ないと、事業者そのものが付いてきませんし、福祉施設側も単独で福祉施設を整備すると、多くの場合、経営が成り立ちません。そういう意味から、複合化を進めます。両方のニーズがあるため、地域にとって重要なことと思いますから、この視点をぜひ入れていただきたいと思います。

○委員長

　　「住まいと地域包括ケアシステムの」となっていますが、どちらですか。地域包括ケアシステムから離れたところでも、福祉施設との連携をするということを入れますか。

○副委員長

　　あるいは、地域包括ケアシステムをこの計画のなかで再整備しても良いと思います。福祉部局とは違う観点になると思いますが、たとえば、実際に地域包括ケアシステムの対象の中学校区のなかで住み替えることが出てくると思います。それは、複合化されたサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、住み慣れた地域のなかで住み替えることも出てきて、それは地域包括ケアシステム全体にとってとても必要なことです。全員が自宅に住み続けることなど、みな内心では「あり得ない」と思っていると思います。そうすると、住み替えを考えねばならず、どこに住み替えるかをここで考えることは大事になります。今の住み慣れた地域のなかで住み替えることを位置付けていただき、そこに施設が複合化された住宅の整備を進めることを位置付けますと、地域包括ケアシステムの船橋的なあり方になるのではないですか。

○委員長

　　地域包括ケアシステムのなかに、住まいがどの程度座るかということになります。いろいろなところに聞くと、「住まいは別」という感じで議論されています。今のご意見のような「住み方」が、地域包括ケアシステムのなかに入れるか、住宅と上手く連携するかということがあります。船橋市の地域包括ケアシステムのご担当、いかがでしょう。

○斎藤地域包括ケアシステム推進室長

　　地域包括ケアシステムのもともとの重要な柱は、住まいをどのようにつくっていくか、供給していくか、どのような住み替えをなさるか、選択肢をあたえるかという概念です。船橋市で、今、住宅政策課がこの計画を進めているのも、昨年の検討課題のなかで、住まい部会として何に重点的に取り組んでいくのかという課題を解決するため、現在、みなさまに、本策定委員会にて活発なご意見を言っていただいています。ですから、この計画ができることによって、船橋市地域包括ケアシステムの進め方が決まっていくようになるのではないかという位置付けになります。

○委員長

　　基本的に、プログラムはいろいろ持ち、具体的な施策をここで検討すると、そちらの地域包括ケアシステムに反映され、実施されるかもしれないということですね。

○柿沼委員

　　ごめんなさい。わたしが、ここで口を挟むものではありませんが、逆に、地域包括ケアシステムを進める立場の課長さんにお聞きします。住宅の場で、今、先生がおっしゃったシステムが素晴らしいのはわりますが、それが船橋市に有効かどうかです。人口の問題、今、中学校区は23～24コミュニティがありますが、そこのなかでの住み替えは有効なのかです。事業者はかなり多いなかで、それぞれの立場が、あの規模のものを「たくさんつくります」と言ったことが、船橋市の福祉システムに合っているかです。わたしは、正直に言いますと、この委員会で責任がとれるのかどうかと思います。わたしは、この委員会に参加し、福祉の人間として、その施策を推進する立場になってしまいます。何年か前から、２４時間巡回型訪問介護や小規模多機能型住宅等に力を入れていますが、小規模多機能型住宅は増えなかったという事実があります。今も、２４時間巡回型訪問介護はありますが、船橋市の人口を考えますと、いくつあるかです。その上で、さらにここで推進するということは、福祉関係者としてそういう話をして良いのか、責任はとれません。数まで決めるのであれば、まず、船橋市の現状をみなさんにわかるように出していただきたいと思います。

○委員長

　　今、中学校区の縛りとしましたが、できるだけ地域内で転居することは良いことなので、おっしゃっているように枠をはめることまで、そこまではっきりしていません。

○柿沼委員

　　そうですし、サービス付き高齢者向け住宅がすべて持ってワンセットという施設が、はたして良いのかということです。小規模多機能型住宅が普及しなかったのも、結局、「まるめ」で進めたからです。もう１つの施設に、通いなれたところへ通うというのは理念としては素晴らしかったですが、そこで切り替えなければいけなかったのは、その方にとってデメリットもあり、サービスは別々に使った方がたくさん使えたという現実もありました。住宅のみなさんに、わたしたち福祉が言わなければいけないと思い、今、言わせてもらっています。施策としては立派な国の方針で、考え方としても立派ですが、船橋市の現状としては、それなりのサービス供給はあったため、小規模多機能型住宅の数が増えなかった事実があります。現状で、全部揃っているところへの住み替えが優先かというと、そこは根拠になるものを出していただかないと、現場に携わる者としては、それが１００パーセントとは思えません。理論としては素晴らしいと思います。ただ、船橋市に合っているかを検証せず、「たくさんつくろう」ということは、福祉の施策で話し合うなら納得いきますが、この策定委員会で話し合うのは心配です。

○委員長

　　ありがとうございます。高齢者に向けた住まいの確保と、それに対するケアの問題と、そこがいろいろ混乱しています。ですから、住宅に付けることで、おかしさが広がるなど、いろいろな問題があります。

○副委員長

　　わたしは先程、「サービス付き高齢者向け住宅と福祉施設の複合化」と言いましたが、別にサービス付き高齢者向け住宅でなくても良いです。有料老人ホームでも良いですし、もちろん病院でも良いです。いずれにせよ、何らかの形で複合化を進めないと、上手くいかないという現実があると思います。以前、わたしは、小規模多機能型住宅は、介護保険の給付額がひじょうに低いため、なぜ低いのかと厚労省に質問したことがありました。「もともと、併設型でないと成り立たない」というような返答をされました。「土地及び施設費は、単独では出ません。何らかの形で複合化しないと、経営が成り立たない形になっている」ということをおっしゃっていました。単独ですればほぼ赤字になるため、そのようになります。そこで、今後は何を目指していくかです。たとえば、福祉施設は福祉施設で単独にあり、その周りに一戸建てがあり、サービスを受けながら安心して暮らし続けるという形は、われわれの理解では人口密集地だけが可能です。それ以外の、あまり人口が密集していない郊外では、なんらかの拠点をつくらないとなりません。拠点というものは、福祉施設と住まいが複合化されているもので、そこはサービス付き高齢者向け住宅が主流です。とくに、地域に開かれた拠点をつくり、そこを中心に安心して暮らせる地域をつくるという方向を目指さないといけないと思います。今、柿沼委員がおっしゃったことはその通りですが、それは今の国の制度を前提に話しているため、前提としてできる範囲は人口密集地だけとわたしは理解しています。船橋市はもっと広いですから、ぜひ、上手くいかないところも含めて検討すると良いです。

〇委員長

　　超高齢化社会ということで、今後、ますます認知症などが増えてくると思います。そういうときに、どのような住まいと地域のあり方が良いかという議論に向けて、今、地域善隣事業ができました。今、おっしゃったことは、それにかなり近い気がします。それが、中学校区が理想的ということで出ていますが、わたしたちもその一端をしています。その辺が、船橋市でどのように実施できるかです。実施できるところがあるとすれば、１つのモデルとするかどうかは議論になります。なにをするにも簡単ではないと言いますと変ですが、本当に複雑に住まいの問題とサービスの問題が入り組んでいます。本来なら、高齢者用の住まいを確保して、サービスは介護保険で２４時間介護まで受けられる仕組みにしていれば、それほど複雑にはならなかったです。サービス付き高齢者向け住宅や多機能小規模型住宅などが次々と出てきたため、今、それぞれの間に隙間ができたという感じがします。ここで議論するためには、もう少し詰めた方が良いというのは正しい方法と思います。もう少し、今の基本理念を議論したいと思います。いかがでしょうか。

〇畔上委員

　　わたしは、今、柿沼委員がおっしゃったことは、とても理解できます。今、認知という問題が出ました。クロスの色を替えただけでも、ひじょうに落ち着きません。出口入口がこのような形だから、多分、転ばないだろうとしたことも、あまり効果がなかった例もたくさん見ていますので、それが「多様」なのだと思います。１人１人は変えられない、歴史を背負っている方たちですから、いきなり変わるとさらにみています。わたしたちが考える住宅の変え方と、歴史を背負っている方たちが、どういう物見を持っているかは、かなり開きがあると思っていただいていいと思います。ですから、副委員長のおっしゃったこともとてもよくわかります。都市部じゃないとできないということは、ひじょうにわかりますが、安全ということを担保し過ぎると、安全というものは履き違えてしまうほど多様なことが高齢者にはあるというだけは、理解していかないといけないと思います。

〇副委員長

　　おっしゃったことは、その通りです。このなかで、議論した方が良いと思うのは、この計画をつくるにあたり、今後、介護保険制度がある程度充実、ないし伸びると考えるのか、今後、削減されていき、公費がどんどん削られていくという前提で考えるのか、この違いだと思います。理想は、先生がおっしゃった通りです。わたし自身は、今後、福祉関係の財源はかなり減っていくと思います。総額は増えても、１人当たりは必ず減っていきますから、そのときを考えて、こういう計画を立てていくべきであろうと考えます。ぜひ、議論していきましょう。

〇委員長

　　そうです。現実的には、自分の老後のことを考えるのは哀しい話で困りますが、もう少し詰めないといけないことはよくわかりました。「多様な」というところも、先程の住宅でもありましたが、個人のニーズが違い、それぞれ要求していることも違うことも含め、「多様なニーズ」です。そのことも含まれた意味です。

そうしますと、基本理念は、削除や変更という反論はなかったと思います。「多様なニーズ」については、大分、ご議論がありましたので、このままにして進めます。それから、下の「実現するために」は、わたしはここに入れるのか、最後に項目を１つ立てて、「実現するための課題」あるいは「施策」とするかを少し思いました。この点はもう少し議論することにします。基本目標は、４「多様な暮らし方への支援」を加えます。それに対応した施策の、今の段階のイメージです。具体的な精度の中身をつくっているわけではありませんが、検討というのは具体的な中身をつくっていくことをですから、もう少し議論したいと思います。みなさん、それぞれのお立場で、議論をしていただきたいと思います。１．「住まい・施設の量の確保」の「家賃補助制度」は、わたしが望んだものです。「サービス付き高齢者向け住宅供給量算定」などもありますが、何かご意見はありますか。

〇林委員

　　もし、この検討が承認されると、補助金制度ができますか。

〇委員長

　　まだ、半々です。

〇林委員

　　何年後ですか。

〇委員長

　　家賃補助制度は、東京都の自治体の事例をみますと、公営住宅入居資格のある階層が公営住宅に入れない方に対して、補完する形で家賃を補助します。ところが、国や都道府県はそういう制度を持っていないので、基礎の市や町・区が持ち出して実施しなければなりません。そうしますと、大きな金額にはならず、月２万円程度になります。もし、ここで具体化しても、中途半端なことしかできません。それでも、わたしは、「あった方が良いのではないか」と発言しました。「半々」と言ったのは、検討して無理ではないか、他の施策でできるのではないかと考えたからです。先程出ました、引っ越し支援などでできるのではないか、そういうなかで考えるということです。サービス付き高齢者向け住宅について、ご存知の方はいませんか。

〇畔上委員

　　わたしどもは、基本的には薬剤師さんがいらっしゃるものです。下が薬局で、上がサービス付き高齢者向け住宅という形のものは、最近、増えています。もう１つはコンビニエンスストアです。コンビニエンスストアを下につくることで、買い物難民を防ぎます。それから、そこから情報をいただきます。「この方は、ひんぱんにこういう物をお買いになっている」「レジまで歩いていけた方が杖を使うようになった」という情報を上げていく形で、サービス付き高齢者向け住宅は関わらせていただいています。

〇委員長

　　情報を上げるというのは、そちらに住まわれている方ですか。

〇畔上委員

　　上にお住まいになっている方の情報を、ケアマネジャーさんなどに発信していく形のことです。情報をいただけるものをセットにして、サービス付き高齢者向け住宅の建設を提案しています。ただ、サービス付き高齢者向け住宅だけをつくり、「お入りください」ではなく、必ずその方の暮らしがどこかで入るという仕組みです。薬局で成功している例は、そこで薬剤師さんが服薬指導などをやってくださるなどの相談などがあり、医療と結びつけることができていることがあります。

　　それから、コンビニエンスストアの場合は食の安全が保つことです。そこにアドバイザー等がいらっしゃるなど、提案をしていただければ、仕組みのなかでサービス付き高齢者向け住宅の建設についてアドバイスをさせていただいています。

〇委員長

　　特定のコンビニエンスストアが、契約というか、方針を出しているということですか。

〇畔上委員

　　あります。セブンイレブンなどは、手を挙げています。そのなかに、居宅支援を置いても良いという方もいます。副委員長がおっしゃったように、セットという言葉はおかしいですが、そこに情報などを共有して、行政と上手くつながりが持てるという形で成功しています。セブンイレブンさんからわたしどもへ働きかけがあります。イオンさんもそういう形です。「イオングループのなかで、そういうことを取り込みながら介護と医療の福祉ができないか」というご相談は承っております。

〇委員長

　　多様なことが出てきているようです。ほかにいかがですか。

〇柿沼委員

　　質問です。逆に、わたしたちが使うサービス付き高齢者向け住宅は、介護保険が必要な介護度が重たい方々が入るようなところです。自立している方を専門にしているところから、両方の方を対象にしているなど、いろいろな施設があるなかで、自立型のサービス付き高齢者向け住宅のことが、勉強不足でわかりません。前もお金の話をしたと思いますが、１５万円程度のものをみますと、いろいろ付けて１８万円程度で、介護が必要になると２５万円程度という印象があります。そうすると、元気な方が、何かあればボタン１つで来てくれる、サービス料をいくらか払っているため、ちょっとした支援はしてくれるということで、老後安心して暮らせます。１人暮らしは不安だけれど、介護が必要になったら、そこで、つぎのステップなり、そこでという、安心料も含めてやられていると思います。実際、そういうところへの入居はどのぐらいニーズがあるか、ご存知の方がいましたら教えてください。そういったものが、船橋市にたくさんあった方が良いのか、なかった方が良いのかです。たとえば、船橋のまちなかは、コンビニに行くにもどこに行くにも便利です。そのため、「あまり必要ない」と思うのか、それとも、「隣に誰が住んでいるのかわからない暮らしは不安だ」と思うのか、住まわれている方のニーズが見えません。自立から要支援程度の元気な方々の、わたしたちが関わる前の方々のニーズが知りたいです。「それぐらいのお金を払ってでも、そういう住宅に入りたいという人がたくさんいる」、アパートに関わっている方は「そういうことを知っている」など、どの程度ニーズがあるか、それぞれの立場で聞いた上で、必要量はみていきたいと思います。元気な方のニーズがわかりません。

〇畔上委員

　　柿沼さんのおっしゃることはわかります。お入りなる方は、要介護１、２の方と、３ですが「特別養護老人ホームに入るお金がない」「グループホームに入るお金は厳しい」という方たちのため、大体１５万円程度で、サービスを使うと２５万円になるケースは多いです。下にリハビリ室があるという施設も、ないわけではありません。マシンが置いてあります。

〇柿沼委員

　　元気な方が入るところもあります。

〇畔上委員

　　はい。先程も言いましたが、住まいのニーズはいろいろあり、選択肢が多い方が良いと思うので、お知恵を出し合い、船橋市になにが不足しているか、そういうところにこれからも支援できるのかという情報を感知したいです。船橋市に必要なサービスを、セットにしてお考えになられると助かると思います。もう１つは、透析の方専門のサービス付き高齢者向け住宅もあります。透析は、週に３回になってくると、送迎してくれないと無理です。ですから、それをセットにした形が良いです。医療施設さんと結びついた、透析専門のサービス付き高齢者向け住宅もあります。

〇委員長

　　事務局で、調べたことはありますか。

〇栗林住宅政策課長

　　必要供給量を出すために、アンケートを考えています。もう少しすると届くと思います。サービス付き高齢者向け住宅と、その制度ができた以降の有料老人ホームの両方に、事業者アンケートと入居者アンケートを行います。入居者の方には、「なぜ、ここに住み替えようと思ったのか」。たとえば、「体力がきつくなったから」「食事をつくるのが面倒になった」「家が住み難い状況になった」といったニーズです。また、「なぜ、そこに決めたのか」です。たとえば、家賃の関係、「お子さんの家に近い」といったことを聞くつもりでいます。合わせて、「今の住まいを選ぶときに、他の施設と比較をしましたか」。たとえば、サービス付き高齢者向け住宅に入っている方には、「有料老人ホームと比較をしたか」なども聞いています。そして、どういう方がどういう状況のときに、そういったところを選んでいるかを分析していきたいと思います。

〇柿沼委員

　　アンケートを出す先は、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームということですが、それは、今、入っていらっしゃるところで決めるわけですよね。そこにアンケートをとって、サービス付き高齢者向け住宅と有料法人ホームを選んだ違いは出ますか。

〇栗林住宅政策課長

　　実施してみないと、出るか出ないかはわかりません。

〇柿沼委員

　　それをして何の意味があるのかと思いました。国の方針で、有料老人ホームからサービス付き高齢者向け住宅に移行し、今、敷金０円の入居金は無料で当たり前という時代になりました。それでも、有料老人ホームを選んでいる人たちは、何千万円の良いところに意義を持っていると思いますが、普通の人は入居金が無料ならそちらを選びます。国がそのように仕込み、そのように流れているので、そこでアンケートをとり２つを比較して、どんな意味があるのかと思います。

〇栗林住宅政策課長

　　選択肢として、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームか、一般的な賃貸住宅か、特別養護老人ホームか軽費老人ホームか、その他かを比較したかったということです。

〇柿沼委員

　　そこで介護度も出るようになっていますか。

〇栗林住宅政策課長

　　介護度も含めます。

〇柿沼委員

　　ケアハウスにも、アンケートはしますか。

〇栗林住宅政策課長

　　ケアハウスにはしません。

〇柿沼委員

　　アンケートをとるなら、ケアハウスを入れてほしいです。なぜかと言いますと、ケアハウスを選ぶ人は、サービス付き高齢者向け住宅と同じレベルの人たちだからです。そこで、その違いを比べるのは意味があると思いますが、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームを比べてどのような意味があるかという気がします。

〇上村高齢者福祉課係長

　　高齢者福祉課の上村と申します。ケアハウスの話ですが、ケアハウスは基本的に低所得の方を対象としている施設です。

〇柿沼委員

　　ケアハウスは、低所得者を対象にしているのではなく、わたしのような者が入る施設と思いますので、低所得者はケアハウスに入ることはできないと思います。生活保護の方などです。

〇上村高齢者福祉課係長

　　軽費老人ホームですから無料、または低額でというもので、所得に応じてサービス料の低減はあります。

〇畔上委員

基本は、自分で自分のことができるということです。

〇柿沼委員

　　所得に応じて支払い金額が違うことはわかりますが、低所得者を対象とした施設と謳っているという理解ですか。

〇副委員長

　　結果として低所得者が多くなるという意味でしょう。

〇柿沼委員

　　収入制限はありますか。

〇上村高齢者福祉課係長

　　所得が多い方は、それに応じた金額は負担していただいています。

〇柿沼委員

　　しかし、所得が多いから入ることができない施設ではないですよね。

〇上村高齢者福祉課係長

　　そうではないです。

〇柿沼委員

　　軽費老人ホームは、低所得者向けの施設という理解で良いですか。

〇上村高齢者福祉課係長

　　軽費老人ホームの定義が、「無料または低額な料金で、６０歳以上の方で、身体機能の低下が認められ、または高齢などのため」となっているため、そのようにお話させていただいています。

〇柿沼委員

　　みなさま方は収入が多いので、そう思わないかもしれませんが、普通の収入の方が軽費老人ホーム程度に入り、２０万円もするようなサービス付き高齢者向け住宅には入ることができません。ですから、低所得者という認識は、一般市民にはないと思います。

〇林委員

　　普通でも２０万円はかかります。１５万円と、何かあったときにあれをしてほしいものを加えますと。

〇副委員長

　　じつは、わたしの研究室で、千葉県のサービス付き高齢者向け住宅の調査をしています。船橋市は、詳細に調査することが大事ですから、「どの程度のサービスを付けているか」を、ていねいにとっていただきたいです。大きく成功しているのは２種類に分かれているようです。１つは、とても安いけれどサービスは最低限なところです。もう１つは、看取りまでみるような、有料老人ホームとほぼ変わらないものです。中途半端ということで、中間は成立しにくいようです。ですから、サービスの内容と金額の対応関係をていねいに調査していただければと思います。

〇委員長

　　サービス付き高齢者向け住宅については、いろいろな議論があり、これが施策として中心になっていくのかという部分はありますが、データとして出せるものがあれば出していただき、また、実態調査をするときにケアハウスを入れるかも検討してください。ケアハウスという施設に入ることができれば、まだ良いです。

〇柿沼委員

　　入ることはそれほど厳しくありません。

〇委員長

　　そういう施設に行くという意味です。そうじゃない独居の高齢者をどうするかという課題はまだ残ります。その辺りも、住宅施設の量の確保というより、高齢者全体像をみることです。それほど、入ることが難しい状況ではないですか。

〇柿沼委員

　　船橋市のケアハウスの入居が、それほど厳しいイメージはありません。ただ、身元引受人の問題や、何かあったときにすぐ来てもらえないという問題。それから、介護が必要になれば出なければならない施設なので、それでしたらはじめから介護の施設の方が良いと思います。

〇委員長

　　サービス付き高齢者向け住宅もサービスの内容はさまざまで、副委員長の「二極化している」という話がありました。それから、市営住宅の計画も、おそらくこれから出てくると思います。家賃補助はわたしが言いましたが、止めようかどうかという状況です。

ここまで議論してきて、サービス付き高齢者向け住宅で少し中断し、時間になりました。最初の、２．「住宅の質」や３．「コミュニティ」など基本的要素でいろいろ議論しました。申し訳ありませんが、この辺の議論は終わりにさせていただきたいのですが、「どうしてもこれだけは」というご意見があれば、簡単にお出しください。今日は出しきれなかったということは、船橋市に出す形にさせていただきたいと思います。今日は、施策２「住まいの質の向上」と施策３「入居支援・住み替え支援」はまったく議論していませんので、何かあればお出しください。

〇栗林住宅政策課長

　　一言補足させてください。高齢者向け「住まい・施設の量の確保」という基本目標１に対して、一部は高齢者保険福祉計画と介護保険事業計画のなかに、すでに掲載されております。たとえば、特別養護老人ホームの数、老人保健施設の数、グループホームや介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、この計画のなかでふれていますから、高齢者居住安定確保計画に記載するときは、それをそのまま掲載する形になります。そのため、今回のアンケートの対象をサービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームにしたということです。なおかつ、ケアハウスにも行うかどうかは、庁内で検討させてください。

〇委員長

　　ほかにありますか。よろしいですか。施策２「住まいの質の向上」と施策３「入居支援・住み替え支援」は、小林副委員長は行っておりますし、わたしも東京都板橋区で居住支援協議会の高齢者対象を行っていますから、そういったことから意見があれば出したいと思います。議事３つが終わりました。

|  |
| --- |
| ２．その他（２）スケジュールについて |

その他ではスケジュールと、さらに（３）「その他」があります。本策定委員会の今後のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

〇事務局

　　資料６「高齢者居住安定確保計画策定フロー」をご覧ください。次回、第３回の高齢者居住安定確保計画策定委員会は、９月３０日水曜日、午前１０時の開催予定です。場所は、第１回を開催しました市役所９階第１会議室です。なお、午前中に行われました住生活基本計画策定委員会とは、別日になりますのでご了承ください。以上でございます。

〇委員長

　　次回は９月３０日ですので、日程に入れてください。第４回の日にちが入っていますが、これはよろしいですか。

〇事務局

　　あくまでも予定として入れております。

〇委員長

　　今後、動くかもしれないということですか。

〇事務局

　　はい。

〇委員長

　　第４回はまだわかりませんが、そのあと６回まであります。ありがとうございました。

|  |
| --- |
| （３）その他 |

「その他」について、事務局からお願いいたします。

〇栗林住宅政策課長

　　今日、ご発言いただけなく、ご意見があるようでしたら、メールでもお電話でも構いませんので、事務局までお寄せいただきたいと思います。ただ、次回の会議が９月３０日で、できればその１週間前には資料を確定したいため、さらにその１週間前までにお寄せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇委員長

　　そうすると、３０日から１４日を引くということですか。

〇栗林住宅政策課長

　　１６日あたりです。

〇委員長

　　９月１５日、１６日までに、どうぞ意見を出してください。

〇林委員

　　それは、施策２「住まいの質の向上」と施策３「入居支援・住み替え支援」に関してですか。

〇委員長

　　そうです。

〇栗林住宅政策課長

　　もし、ご発言いただいていないことがありましたら、お願いします。

〇委員長

　　「安定した暮らしの基本的な要素」も含め、今日、出しきれなかったことについて、ご意見がおありの方はどうぞ出してください。基本的な要素、基本理念、目標、施策（イメージ）について、議論を聞いたなかでお気づきのことがありましたら、お出しください。

〇林委員

　　「ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業」など、大事なことがたくさんあります。

〇委員長

　　それはつぎの段階です。施設（イメージ）だけではなく、今、おっしゃったような、「ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業」をどうするかなど、居住支援という形で出てくることになると思います。

〇林委員

　　こういった「ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業」という地域ぐるみの事業は大事になってくるので、それを市と協会、自治会が一緒になってできれば、いろいろなことが解決していく、わかっていく仕組みになるとも思います。

〇委員長

　　今の発言は、ご意見として伺うと良いと思います。見守り活動支援は、基本要素５．「居住支援」、あるいは３．「コミュニティ」との関連で、地域のなかでどのようにしていくかです。

〇林委員

　　資料５「高齢者居住安定確保計画関連事業調査表」のなかにもあります。

〇委員長

　　市として、どこの部署が具体的に担当できるかです。また、そこでは限界があるため民間に行ってもらうか、次の段階ではそういったことが出せればと思います。あと５分ありますから、何かありましたら、今のようにご意見を出してください。

〇近藤委員

　　わたしはまったくの素人です。今回、２度目の委員会に参加して、ひじょうに困ったのは、せっかく事前に送っていただいた資料が当日差し替えになったことです。わからないため、いただいた資料は１週間かけて読みましたが、当日、差し替えでは困ります。もう１点は、単語の意味がわかりません。みなさんは、ずっと、「サ高住」と言い、何を言っているのかと思っていましたら、サービス付き高齢者向け住宅でした。サービス付き高齢者向け住宅とケアハウスの違いもわかりません。みなさんの議論を聞いていれば、なんとなくわかりますが、市民のみなさんに意見を求めるときはどうするのか、そこら辺は不親切と思います。ここはなんとかしてほしいです。先程言いましたように、わたしはまるでわからないので、一所懸命勉強してきました。書いてある内容は、多少変更はありますが、同じようなことです。項目は、こちらをこちらに替えたりしていますので、困りました。先程、意見を聞かれたときに言いましたように、ものすごく大きなこととものすごく具体的なことが、ゴチャゴチャに入ったまま提案されてしまうと、市民としてはどうすれば良いか、本当にわかりません。この辺は、もう少し考えていただきたいです。最終的には、みなさんのご意見をまとめて、市民に提示し、それをもって市の政策とするのですから、もう少し親切ていねいな説明をお願いします。今日の感想です。よろしくお願いします。

〇委員長

　　言葉の定義などはありますか。

〇栗林住宅政策課長

　　最終的に、計画書には「用語解説」を載せるつもりでいますが、早い段階でします。

〇近藤委員

　　わたしは、今、議論しているところがわからないため伺いました。

〇栗林住宅政策課長

　　次の回には出したいと思います。また、資料の差し替えは、申し訳ございませんでした。

|  |
| --- |
| 閉会 |

〇委員長

　　それでは、どうもありがとうございました。暑いなか、お疲れ様でした。本日は、これで終了したいと思います。９月は、また、よろしくお願いいたします。

以上